令和6年度

宇部市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宇部市監查委員

字 監 第 8 6 号 令和7年(2025年) 8月22日

宇部市長 篠 﨑 圭 二 様

宇部市監査委員 廣 中 昭 久

同 河口雅邦

同 鴻池博之

令和6年度宇部市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の 規定により審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比 率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり 意見を提出します。

I 健全化判断比率審查意見

第1	審査の対象	•	•	•	• •	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	5
第 2	審査の期間			•		•	•	•	•	•		•	•	•	•			•	•		•			•	•	•	5
第3	審査の着眼点	•		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•				•	•	•	•	•	5
第4	審査の方法			•		•	•	•	•	•		•	•	•	•			•	•	•	•			•	•	•	5
第 5	審査の結果			•		•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	5
第6	審査意見			•		•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	• •		•	•	•	6
第7	審査の概要		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	7
1	実質赤字比	率	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	7
2	連結実質赤字比	率	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	8
3	実質公債費比	率	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	10
4	将来負担比	率	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	12
П	公営企業会計資	金石	下足	比比	率和	審了	查詢	意見	見																		
(I)法適用企業																										
第1	審査の対象					•	•	•	•			•	•	•					•							•	15
第 2																											15
第3	審査の着眼点			•		•		•	•	•			•	•	•	•				•	•	•	•				15
第 4	審査の方法			•		•	•	•	•	•		•	•		•			•	•	•			•	•	•	•	15
第5	審査の結果			•		•	•	•	•	•		•	•		•		•	•	•				•		•	•	15
第6	審査意見			•		•	•	•	•	•		•	•	•	•			•	•		•			•	•	•	16
第 7	審査の概要			•		•	•	•	•	•		•	•	•	•			•	•		•			•	•	•	16
1	下水道事業会計	٠,		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•				•	•	•	•	•	17
2	水道事業会計	٠,		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	•	•	18
3	交通事業会計	٠ ,	• •	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•		•	•	•	•	19
(11)法非適用企業																										
、- 第 1	審査の対象																					• •					20
第 2																											20
第3	審査の着眼点																										20
第4	審査の方法																										20
第5	審査の結果											•									. ,						20
第6	審査意見			•		•						•									. ,				•		21
第7	審査の概要																										21
1	農業集落排水事	業集	寺別	会	計														•								21
2	中央卸売市場事								•																		22
3						•	•	•	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	22
<資	料> 健全化判断	比率	മ •	資	金不	足	比比	率	(A)	対	象。	とか	なる	5会	計	·及	び	団(本	•			•	•	•	•	23

- (注) 1 比率及びその算出過程における数値の処理方法は、個別の総務省の定めによる。また、 文中及び各表中の金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。 したがって、合計額と内訳が一致しない場合がある。
 - 文中に用いる「ポイント」とは、パーセンテージ間又は指数間の差引数値である。
 - 文中及び各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「一」 ……… 該当数値がない又は算出不能のもの「△」 …… 負数又は減数

I 健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

令和6年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将 来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記 載した書類

第2 審査の期間

令和7年7月31日から同年8月18日まで

第3 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

第4 審査の方法

審査に当たっては、宇部市監査基準に準拠し、法令等に照らし、健全化判断比率の 算出過程に誤りがないか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されて いるかに主眼を置き、関係部局から説明を求めるとともに、参考書類と照合精査して 審査した。

第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率については、いずれも正確に算定され、その算定の 基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

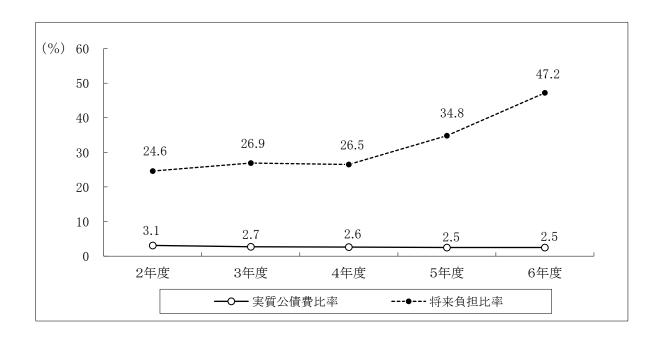
令和6年度の健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

区分	健全化料	判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
	令和6年度	令和5年度	1年别使王化基毕	別
実質赤字比率	_	_	11. 51	20.00
連結実質赤字比率	_	_	16. 51	30.00
実質公債費比率	2. 5	2. 5	25. 0	35. 0
将来負担比率	47. 2	34.8	350.0	

※ 各比率の「一」は実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表す。

なお、最近5か年の実質公債費比率及び将来負担比率の推移は、次のとおりである。



第6 審査意見

令和6年度決算に基づく健全化判断比率について、実質赤字比率及び連結実質赤字 比率は、ともに黒字で赤字額はない。

また、実質公債費比率は前年度と同率であり、将来負担比率は充当可能財源の見込額が減少したこと等により12.4ポイント悪化しているものの、いずれも国の示す早期健全化基準を下回っており、健全な状態にあると認められる。

第7 審査の概要

1 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

(単位:千円)

一般会計等(※)の実質赤字額

(歳出総額 - 歳入総額) + 翌年度へ繰り越すべき財源

(78,751,276 - 81,026,108) + 586,481

実質赤字比率(%)= -

 $- \times 100$

38,193,142

標準財政規模(※)

※ 一般会計等: 一般会計及び特別会計のうち、事業の実施に伴う収入をもって当該事業に

要する費用を賄うべき事業に係る特別会計及び地方公営企業法を適用する特別会計並びに地方財政法施行令第46条に規定される特別会計のいずれに

も属さない特別会計の総称である。

※ 標準財政規模 : 市税や普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入

される財源を理論的に算定したもの

<実質赤字比率の算出基礎>

(単位:千円、%、ポイント)

	区	分		令和6年度	令和5年度	増減	増減率
歳	入	総	額	81, 026, 108	78, 622, 147	2, 403, 961	3. 1
歳	出	総	額	78, 751, 276	76, 229, 007	2, 522, 269	3. 3
翌年	医へ繰り	越すべ	き財源	586, 481	593, 333	$\triangle 6,852$	△1.2
実	質」	仅 支	額	1, 688, 351	1, 799, 807	△111, 456	△6. 2
標	準 財	政 対	見模	38, 193, 142	37, 513, 202	679, 940	1.8
実際	祭に算出	ぱされる	数值	△4. 42	△4. 79	0. 37	_

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する程度を 指標化したもので、令和6年度一般会計等の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた 実質収支額は1,688,351千円の黒字であり、実質赤字は生じず、比率の表示は「一」 となる。

なお、上記の算式による標準財政規模に対する数値は△4.42%となり、前年度に比べ0.37 ポイント悪化している。

2 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む本市の全会計を対象とした連結実質赤字比率の算出過程を式で 示すと、次のとおりである。

(単位:千円)

全会計の実質赤字額

38,193,142

標準財政規模

- ① 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業をいう。以下同じ。)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位:千円、%、ポイント)

		区分	令和6年度	令和5年度	増減	増減率
		安全計及び公営企業会計以外 時別会計の実質赤字額	0	0	0	_
2	公言	営企業会計の資金不足額	0	0	0	_
3	公言	営企業以外の実質黒字額	2, 268, 226	2, 299, 305	△31, 079	$\triangle 1.4$
-		般 会 計 等	1, 688, 351	1, 799, 807	△111, 456	△6. 2
	介	護保険事業特別会計	290, 070	300, 050	△9, 980	△3. 3
	国月	民健康保険事業特別会計	195, 575	128, 039	67, 536	52. 7
3	後	期高齢者医療特別会計	94, 230	71, 409	22, 821	32.0
4	公	営企業会計の剰余額	8, 260, 444	8, 589, 992	△329, 548	△3.8
	法適	下 水 道 事 業 会 計	2, 765, 061	3, 181, 181	△416, 120	△13. 1
	用	水道事業会計	4, 860, 753	4, 665, 614	195, 139	4. 2
	企 業	交 通 事 業 会 計	620, 219	707, 113	△86, 894	△12. 3
	法非	農業集落排水事業特別会計	△25, 461	0	△25, 461	_
	法非適用企業	中央卸売市場事業特別会計	39, 712	36, 046	3, 666	10. 2
	企業	地方卸売市場事業特別会計	160	38	122	321. 1
標		準 財 政 規 模	38, 193, 142	37, 513, 202	679, 940	1.8
実	際	に算出される数値	△27. 56	△29. 02	1. 46	

※ 地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を「法適用企業」、地方財政法第6条の規 定により事業の経理を行っている公営企業であって、法適用企業以外のものを「法非適用企業」 という。

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む本市の全会計を対象とした実質赤字額又は 資金不足額の程度を指標化したもので、令和6年度の実質収支額等は10,528,670千円の 黒字又は資金余剰であり、連結実質赤字は生じず、比率の表示は「一」となる。

なお、上記の算式による標準財政規模に対する数値は \triangle 27.56%となり、前年度に比べ 1.46 ポイント悪化している。

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する実質公債費比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

(単位:千円)

(地方債の元利償還金 + 準元利償還金(※))

- (元利償還金に係る特定財源 + 基準財政需要額算入額(※))

(5,725,597 +2,127,605) - (1,822,048 + 5,100,723)

実質公債費比率 (%) = -----×100

(令和6年度単年度)

38,193,142 — 5,100,723

3

標準財政規模 - 基準財政需要額算入額

※ 準元利償還金:

- ア 満期一括償還の地方債の1年当たりの元金償還金相当額等
- イ 公営企業債の元利償還金に対する一般会計等の繰出金
- ウ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- 才 一時借入金利子
- ※ 基準財政需要額算入額: 基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金・準元利償還金の額

<実質公債費比率の算出基礎>

(単位:千円、%)

		(-	科型:「门、707
区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
① 地方債の元利償還金+準元利償還金	7, 853, 202	7, 765, 231	7, 881, 387
一般会計等の元利償還金 (繰上償還額等を除く)	5, 725, 597	5, 783, 850	5, 790, 786
満期一括償還地方債の1年当たりの 元 金 償 還 金 に 相 当 す る も の	0	0	0
公営企業に要する経費の財源とする地方債 の償還の財源に充てたと認められる繰入金	2, 044, 053	1, 908, 484	1, 976, 639
一部事務組合等の起こした地方債に 充てたと認められる補助金又は負担金	73, 400	68, 004	113, 463
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額	10, 152	4, 893	184
一 時 借 入 金 利 子	0	0	315
②①に充てられる特定財源及び基準財政需要額算入額	6, 922, 771	7, 005, 126	7, 051, 289
差 引 額 ①-②	930, 431	760, 105	830, 098
③ 標準財政規模から基準財政需要額算入額を差し引いた額	33, 092, 419	32, 253, 253	31, 715, 771
単年度比率 (①-②) /③×100	2. 81161	2. 35668	2. 61730
実質公債費比率 (3か年平均)		2. 5	

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金等の大きさを3か年の平均で指標化したもので、地方債元利償還金等に係る特定財源及び基準財政需要額算入額を差し引いた償還金などの単年度比率から算出される3か年平均の比率は2.5%となり、前年度の2.5%と同率となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

4 将来負担比率

一般会計等の将来負担比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

(単位:千円)

将来負担額(※) - 充当可能財源等(※)

(1)

(2)

99, 860, 284 - 84,209,990

将来負担比率(%)=

- \times 100

38,193,142 - 5,100,723

(3)

標準財政規模 - 基準財政需要額算入額

※ 将来負担額:

- ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額(公債費に準じるもの)
- ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- エ 加入組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- カ 設立法人の負債等負担見込額
- キ 連結実質赤字額
- ク 加入組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額
- ※ 充当可能財源等 = 充当可能基金額+充当可能特定財源見込額+地方債現在高等に対する 基準財政需要額算入見込額

(単位:千円、%、ポイント)

		(—	位:十円、%、小	1 7 1 7
区 分	令和6年度	令和5年度	増減	増減率
①将来負担額	99, 860, 284	101, 535, 928	$\triangle 1,675,644$	△1.7
一般会計等の地方債現在高	64, 048, 701	65, 299, 998	△1, 251, 297	△1.9
債務負担行為に基づく 支出予定額	1, 897, 042	1, 876, 556	20, 486	1. 1
一般会計等以外の特別会計の 地方債償還金の繰入見込額	22, 123, 441	22, 858, 000	△734, 559	△3. 2
一部事務組合等の地方債償還金 の負担等見込額	580, 795	273, 653	307, 142	112. 2
退職手当支給予定額に係る負担 見込額	11, 210, 305	11, 227, 721	△17, 416	△0. 2
設立法人の負債等に係る負担 見込額	0	0	0	_
連結実質赤字額	0	0	0	_
一部事務組合等の連結実質赤字 額に係る負担見込額	0	0	0	_
② 充当可能財源等	84, 209, 990	90, 306, 095	△6, 096, 105	△6.8
差 引 額 ①-②	15, 650, 294	11, 229, 833	4, 420, 461	39. 4
③標準財政規模から基準財政需 要額算入額を差し引いた額	33, 092, 419	32, 253, 253	839, 166	2. 6
将来負担比率(①-②)/③×100	47. 2	34. 8	12. 4	_

将来負担比率は、将来負担額から充当可能財源等を除いた将来負担すべき実質的な負債額の程度を指標化したもので、令和6年度における将来負担すべき実質的な負債額は15,650,294千円であり、標準財政規模38,193,142千円から基準財政需要額算入額5,100,723千円を差し引いた額33,092,419千円に対する比率は47.2%となり、前年度に比べ12.4ポイント悪化しているものの、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

Ⅱ 公営企業会計資金不足比率審査意見

(I) 法適用企業

第1 審査の対象

公営企業会計(法適用)の令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- 1 宇部市下水道事業会計
- 2 宇部市水道事業会計
- 3 宇部市交通事業会計

第2 審査の期間

令和7年7月31日から同年8月18日まで

第3 審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、 正確であるか。

第4 審査の方法

審査に当たっては、宇部市監査基準に準拠し、法令等に照らし、資金不足比率の算 出過程に誤りがないか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されてい るかに主眼を置き、関係部局から説明を求めるとともに、参考書類と照合精査して審 査した。

第5 審査の結果

審査に付された資金不足比率については、いずれも正確に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

令和6年度の資金不足比率は次のとおりで、各公営企業とも資金不足額はない。

(単位:%)

会 計 名	資 金 不	足比率	経営健全化基準
五 前 有	令和6年度	令和5年度	
下水道事業会計	_	_	
水道事業会計	_	_	20. 0
交 通 事 業 会 計	_	_	

※ 比率の「一」は資金不足額がないことを表す。

第6 審査意見

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が事業規模に占める割合を指標化したものであり、各公営企業会計(法適用)においては、いずれも資金不足はなく、良好な状態にあると認められる。

第7 審査の概要

資金不足比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

※ 資金の不足額 = { 流動負債 - (控除企業債等 + 控除未払金等 + 控除額 + PFI建設事業費等) } + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - (流動資産 - 翌年度へ繰り越される支出の財源充当額) - 解消可能資金不足額

※ 事業の規模 = 営業収益の額(指定管理者の利用料金収入の額を含む[該当会計のみ]) - 受託工事収益の額

<資金不足比率の算出基礎>

1 下水道事業会計

(単位:千円、%)

区	分		令和6年度	令和5年度	増減	増減率	内 容
① 流動	动負債 一企美	業債	1, 205, 438	818, 967	386, 471	47. 2	
流	動負	債	3, 700, 556	3, 450, 891	249, 665	7. 2	
企	業	債	2, 495, 118	2, 631, 924	△136, 806	△5. 2	建設改良費等企業債
引	当	金	38, 047	36, 189	1, 858	5. 1	賞与引当金、 法定福利費引当金
未	払	金	1, 116, 877	738, 349	378, 528	51. 3	工事請負費、委託料、消費 税及び地方消費税等
預	ŋ	金	50, 514	44, 429	6, 085	13. 7	一般会計からの補助金等
② 流	動資	産	4, 207, 725	4, 044, 239	163, 486	4. 0	
現	金 預	金	3, 291, 636	3, 398, 286	△106, 650	△3. 1	
未	収	金	437, 276	528, 089	△90, 813	△17. 2	未収水道汚水使用料等
貸	倒 引 当	金	△12, 220	△11, 932	△288	_	回収不能見込額
前	払 費	用	179	186	△7	△3.8	自動車損害賠償保険料
前	払	金	490, 854	129, 609	361, 245	278. 7	繰越工事前払金
	度へ繰り越さ 日の財源充当		237, 226	44, 091	193, 135	438.0	
	金の不足額 -(②-③)		$\triangle 2, 765, 061$	△3, 181, 181	416, 120	13. 1	
営	業 収	益	3, 247, 472	2, 970, 453	277, 019	9. 3	
受 託	工事収	益	0	0	0	_	
事業	の規	模	3, 247, 472	2, 970, 453	277, 019	9. 3	営業収益-受託工事収益
資 金	不 足 比	率	_	_			

[※] 資金の不足額が△(負数)の場合は、資金剰余額を表す。

流動負債に加えるべき建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債はなく、資金不足はないことから、比率の表示は「一」となる。

2 水道事業会計

(単位:千円、%)

区分	令和6年度	令和5年度	増減	増減率	内 容
① 流動負債-企業債	741, 643	982, 810	△241, 167	△24. 5	
流動負債	1, 344, 725	1, 617, 054	△272, 329	△16.8	
企 業 債	603, 082	634, 244	△31, 162	△4.9	建設改良費等企業債
引 当 金	77, 111	74, 801	2, 310	3. 1	賞与引当金、 法定福利費引当金
未 払 金	389, 446	644, 867	△255, 421	△39. 6	工事未払金、未払消費税 及び地方消費税等
未 払 費 用	59, 113	46, 908	12, 205	26. 0	委託料等
預 り 金	215, 973	216, 234	△261	△0.1	下水道使用料預り金、 預り保証金等
② 流 動 資 産	5, 602, 396	5, 648, 424	△46, 028	△0.8	
現金預金	5, 074, 117	5, 157, 942	△83, 825	△1.6	
未 収 金	399, 334	429, 446	△30, 112	△7.0	未収給水収益、 未収工事負担金等
貸倒引当金	△2, 333	$\triangle 2,651$	318	_	回収不能見込額
有 価 証 券	270	270	0	0.0	収納取扱金融機関保 証金
貯 蔵 品	27, 373	26, 201	1, 172	4. 5	配水管、薬品、 量水器、再用品
前 払 費 用	311	256	55	21. 5	自動車損害賠償保険料
前 払 金	103, 324	36, 961	66, 363	179. 5	繰越工事前払金
③ 翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額	0	0	0		
資金の不足額 ①-(②-③)	△4, 860, 753	△4, 665, 614	△195, 139	△4. 2	
営 業 収 益	3, 234, 904	2, 853, 845	381, 059	13. 4	
受託工事収益	0	0	0		
事業の規模	3, 234, 904	2, 853, 845	381, 059	13. 4	営業収益-受託工事収益
資 金 不 足 比 率	_	_			

[※] 資金の不足額が△(負数)の場合は、資金剰余額を表す。

流動負債に加えるべき建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債はなく、資金不足はないことから、比率の表示は「一」となる。

3 交通事業会計

(単位:千円、%)

区分	令和6年度	令和5年度	増減	増減率	内 容
① 流動負債-企業債	80, 475	119, 180	△38, 705	△32. 5	
流動負債	91, 714	137, 896	△46, 182	△33. 5	
企 業 債	11, 239	18, 716	△7, 477	△39. 9	建設改良費等企業債
引 当 金	18, 959	17, 545	1, 414	8. 1	賞与引当金、 法定福利費引当金
未 払 金	53, 380	93, 555	△40, 175	△42. 9	諸給与費、諸手数料、 燃料・バス整備費等
前 受 金	70	156	△86	△55. 1	定期収入
預 り 金	7, 067	7, 924	△857	△10.8	所得税、 ICカードチャージ金額等
預 り 保 証 金	1,000		1,000	皆増	出納取扱金融機関担保金
②流動資産	700, 694	826, 293	△125, 599	△15. 2	
現 金 預 金	614, 499	750, 760	△136, 261	△18. 1	
未 収 金	81, 935	71, 837	10, 098	14. 1	国庫補助金、 乗合自動車収入等
貸倒引当金	△327	△1,089	762	_	回収不能見込額
貯 蔵 品	2, 040	2, 316	△276	△11.9	軽油、タイヤ・チューブ等
前払費用	1, 641	1,631	10	0.6	自動車損害賠償等保険料
立 金	905	837	68	8. 1	車内販売用ICカード発行 代金等
③ 翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額	0	0	0		
資金の不足額 ①-(②-③)	△620, 219	△707, 113	86, 894	12. 3	
営 業 収 益	465, 472	444, 752	20, 720	4.7	
受託工事収益	0	0	0	_	
事業の規模	465, 472	444, 752	20, 720	4.7	営業収益-受託工事収益
資金不足比率	_	_			

[※] 資金の不足額が△ (負数) の場合は、資金剰余額を表す。

流動負債に加えるべき建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債はなく、資金不足はないことから、比率の表示は「一」となる。

(Ⅱ) 法非適用企業

第1 審査の対象

公営企業会計(法非適用)の令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- 1 宇部市農業集落排水事業特別会計
- 2 宇部市中央卸売市場事業特別会計
- 3 宇部市地方卸売市場事業特別会計

第2 審査の期間

令和7年7月31日から同年8月18日まで

第3 審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、 正確であるか。

第4 審査の方法

審査に当たっては、宇部市監査基準に準拠し、法令等に照らし、資金不足比率の算 出過程に誤りがないか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されてい るかに主眼を置き、関係部局から説明を求めるとともに、参考書類と照合精査して審 査した。

第5 審査の結果

審査に付された資金不足比率については、いずれも正確に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

令和6年度の資金不足比率は次のとおりで、農業集落排水事業特別会計に資金不足額が生じているものの、その他の会計には資金不足額はない。

(単位:%)

会 計 名	資 金 不	経営健全化基準	
会計 名	令和6年度	令和5年度	
農業集落排水事業特別会計	128. 5	_	
中央卸売市場事業特別会計	_	_	20.0
地方卸売市場事業特別会計	_	_	

[※] 比率の「一」は資金不足額がないことを表す。

第6 審査意見

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が事業規模に占める割合を指標化したものであり、農業集落排水事業特別会計において経営健全化基準を超える資金不足比率が生じている。これは、令和7年4月からの公営企業会計(法適用)への移行に伴う令和7年3月末時点での打切決算処理のため、令和7年4月及び5月の出納閉鎖期間中に収納された国庫補助金等を令和7年度の収入としたことが原因であり、実質的な資金不足額はない。

また、それ以外の2会計については、収支は保たれ、資金不足は生じておらず、良好な 状態であると認められる。

第7 審査の概要

資金不足比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

- ※ 資金の不足額 = (実質赤字額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方 債の現在高) - 解消可能資金不足額
- ※ 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 (指定管理者の利用料金収入の額を含む[該当会計のみ]) 受託工事収益に相当する収入の額

<資金不足比率の算出基礎>

1 農業集落排水事業特別会計

(単位:千円、%)

	区		分		令和6年度	令和5年度	増減	増減率
歳	入		総	額	342, 430	333, 481	8, 949	2.7
歳	出		総	額	367, 874	333, 477	34, 397	10. 3
翌年	度へ編	ぬり 越	すべき	財源	17	4	13	325.0
実	質	収	支	額	△25, 461	0	△25 , 461	_
営業	収益に	相当す	る収入	の額	19, 813	20, 203	△390	△1.9
受託	工事収益	に相当	する収入	の額	0	0	0	_
事	業	の	規	模	19, 813	20, 203	△390	△1.9
資	金	不是	足 比	率	128. 5	_		

実質収支額は、△25,461 千円で、資金不足比率は128.5%となっている。これは、

令和7年4月からの公営企業会計(法適用)移行に伴う打切決算処理のため、出納整理期間中に収納された国庫補助金等を令和7年度の収入としたことにより、一時的に資金不足が生じたものである。

2 中央卸売市場事業特別会計

(単位:千円、%)

	区		分		令和6年度	令和5年度	増減	増減率
歳	入	;	総	額	168, 877	162, 397	6, 480	4. 0
歳	出	j	総	額	129, 165	116, 132	13, 033	11. 2
翌年	医皮へ繰	り越す	ーベき	財源	0	10, 219	△10, 219	皆減
実	質	収	支	額	39, 712	36, 046	3, 666	10. 2
営業	収益に	相当す	る収入	の額	64, 656	61, 731	2, 925	4. 7
受託	工事収益	に相当す	トる収入	の額	0	0	0	
事	業	Ø	規	模	64, 656	61, 731	2, 925	4. 7
資	金	不 足	比	率	_	_		

実質収支額は 39,712 千円であり、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために 起こした地方債もないことから、資金不足はなく、比率の表示は「一」となる。

3 地方卸売市場事業特別会計

(単位:千円、%)

	区		分		令和6年度	令和5年度	増減	増減率
歳	入		総	額	18, 456	9, 294	9, 162	98. 6
歳	出		総	額	12, 006	9, 256	2, 750	29. 7
翌年	度へ繰	り越	すべき	財源	6, 290	0	6, 290	皆増
実	質	収	支	額	160	38	122	321.1
営業	収益に	相当す	る収入	の額	7, 464	7, 622	△158	$\triangle 2.1$
(う	ち指定管理	見者の利力	用料金収力	(の額)	(7, 464)	(7, 622)	(△158)	(△2.1)
受託	工事収益	に相当、	する収力	の額	0	0	0	
事	業	Ø	規	模	7, 464	7, 622	△158	△2.1
資	金石	「 足	上比	率	_	_		

実質収支額は 160 千円であり、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債もないことから、資金不足はなく、比率の表示は「一」となる。

健全化判断比率・資金不足比率の対象となる会計及び団体

